

平成 21 年度前期定期期末試験問題

神戸大学法学部（昼間主コース）

試験日 8 月 3 日（月） 2 時限

授 業 科 目 名	国際機構法、国際機構法特別特殊講義
担 当 教 員	柴田 明穂
仮想事実 南極条約事務局に勤務する会計担当職員の為替計算のミスにより、2008 年度の支出が、既に南極条約協議国会議(ATCM)で決定されている同年度の事務局予算を大幅に上回った。その結果、ATCM の決定に従い事務局が協議国 X 国と締結した「南極条約ハンドブック作成に関する協定」に従い X 国に依頼した作業の対価 2 千米ドルが支払えなくなった。 X 国は、2009 年度事務局予算の交渉の際、2009 年度予算の中でこの支払いがなされるようにすべきであると主張し、2 千米ドル分の予算上乗せを提案した。この提案は、ほとんどの協議国により支持されたが、Y 国が自国の厳しい財政事情と共に、以下のような理由を述べて、上乗せ案に反対した。 「2003 年に我々協議国が採択した措置 1（2003）第 1 条によれば、南極条約事務局は、協議国とは独立した国際機構たる ATCM の一機関であると位置づけられている。国際機構法に従えば、南極条約事務局職員のミスにより生じた協定不履行の国際責任は、南極条約事務局のみが負うのであって、ATCM の構成国である協議国が負うものではない。」 結局、全会一致制を採用する ATCM では上乗せ予算案は採択されず、2009 年度も 2 千米ドルが支払えなくなることが確定的となった。これに対して、X 国は、以下のような主張を展開し、Y 国が X 国に対し 2 千米ドルを支払う義務があると述べた。 「仮に ATCM が国際機構であるとし、且つ、南極条約事務局がその一機関であるとしても、当該国際機構の国際違法行為から生じる当該国際機構の国際責任についても、当該機構に資力がない場合には、各構成国がその責任を履行しなければならない。今回の事例では、Y 国の拒否権により上乗せ予算案が採択されず、ATCM として賠償責任を果たせなくなった以上、残された賠償責任を履行する義務は Y 国一国にあると考えるべきである。」 問 題 上記仮想事実を前提に、X 国と Y 国の主張の当否につき、南極条約協議国会議措置 1（2003）（効力が生じているものと見なしてよい）及び国際機構法に従い、検討しなさい。	